

職場における HIV 検査実施に必要とされる配慮と環境に関する研究

分担研究者 生島嗣
(研究協力者 大槻知子)

特定非営利活動法人ぐれいす東京

研究要旨

わが国の職場で行われる健診では法定項目でないため、HIV 検査が積極的に実践されることは、これまでになかった。しかし海外では、国際労働機関 (ILO) が報告書『VCT@WORK : 就労者の個人情報を守る自発的 HIV 検査とカウンセリング』を 2017 年 10 月に発表し、また米国 CDC においても企業と連携した新たな試み Business Responds to AIDS (BRTA) という新たな取り組みが 2016 年より動き出している。

しかし、わが国の独自の社会環境のなかで、仮に、HIV 検査を職場で実施するのであれば、これまでのやり方やシステムが機能しない部分が存在する可能性は否定できない。

研究方法

1) 職場における HIV/エイズの取り組みに関する海外情報の收拾を行う。国際機関や海外で発行されたガイドラインや実践例等を收拾する。また、有用なものについては日本語への翻訳を行う。

2) 相談員へのグループインタビュー調査
HIV 陽性者や周囲の人からの HIV 検査や就労に関する相談を受ける相談員たちの対応経験を聞き取る。また、過去に実施した調査データも参考にする。

3) HIV 陽性者へのインタビュー調査を実施する。過去に職場と HIV 検査で不安を感じたり、就労上の必要から検査を受けた HIV 陽性者をリクルートし、日本の就労の現場が抱える課題を検討するための事例の収集を行う。

結果

1) 2017 年 10 月に発表された、国際労働機関 (ILO) の報告書『VCT@WORK : 就労者の個人情報を守る自発的 HIV 検査とカウンセリング』を翻訳する。ILO では、HIV 検査は、以下の項目を含む ILO の「HIV/AIDS 勧告 第 200 号」の規定に従って実施されるべきであるとされ、検査は真に

自発的であり、強制的なものではなく、検査プログラムは秘密保持やカウンセリングと同意に関する国際的なガイドラインを遵守しなければならないとしている。

また、米国 CDC では、1990 年代から、Business Responds to AIDS (BRTA) という、公民協働のイニシアティブで、実践的な職場での HIV/エイズに対するスティグマ低減と、働く陽性者への差別を防止するための取り組みが継続して行われている。BRTA のミッションには、「職場での HIV 検査を増強する」というものが含まれている。これらに関連した資料を精査しつつ、部分的には翻訳を行う。

考察

検査実施主体と職場が連携することで、これまでに検査機会がなかった人にむけた、新たなサービスを創出することができる可能性がある。しかし、当事者に不利益が及ぶ可能性は可能な限り排除すべきである。そのためにはこの取り組みが必要に重要になってくる。

結論

HIV 陽性者を含む、労働者側からの視点で、職場での HIV 検査を実施することの課題を洗い出すことは、意義がある。